

平成20年12月22日

三鷹市議会議長 石 井 良 司 様

文教委員長 宍 戸 治 重

文教委員会管外視察結果報告書

本委員会は、平成20年度管外視察を下記のとおり実施したので報告いたします。

記

1 視察期日

平成20年10月28日（火）から10月30日（木）まで

2 視察先

堺市（大阪府）、出雲市（島根県）、福岡市（福岡県）

3 視察項目

(1) 特別支援教育における外部専門家との連携等の取り組み（堺市）

現在、本市では、特別支援教育の推進のため、平成19年度に「三鷹市教育支援プラン（三鷹市特別支援教育推進計画）」を策定し、教育的支援が必要なすべての児童・生徒に対して、一人一人の課題の特徴や発達の種類・程度・能力等、個々の教育的ニーズに応じた多様な教育の推進を目指している状況であり、本市における教育支援（特別支援教育）のあり方を検討する上での参考とするため、先進事例の視察を行った。

(2) 小・中一貫教育の全市的展開（出雲市）

現在、本市では、子どもたちに確かな学力を定着させ、豊かな人間性をはぐくむことを目指し、平成18年度より三鷹市立小・中一貫教育校（にしみたか学園）を開設し、他中学校区への拡大を図りながら、平成21年度の全中学校区での開設を目指しているところであり、本市における小・中一貫教育校の今後の展開のあり方を検討する上での参考とするため、先進事例の視察を行った。

(3) 学校教育における食育のまちづくり（出雲市）

現在、本市では、食育基本法の趣旨を踏まえ、市内各学校における食育のさらなる推進を図るため、平成19年度に「三鷹市立学校における食育の推進に関する指針」を策定し、学校における食育の目標や基本方針、学校における食

育の指導体制、学校・家庭・地域の連携等について明確にするとともに、その取り組みの充実を目指しているところであり、本市における学校教育における食育のあり方を検討する上での参考とするため、先進事例の視察を行った。

(4) 放課後の遊び場づくり事業（福岡市）

現在、本市では、放課後や土日の児童の安全・安心な居場所づくりとして、市内小学校全校で「地域子どもクラブ事業」を実施し、保護者や地域の協力により、校庭開放やスポーツクラブ、工作教室などさまざまな事業を展開しているところであり、本市における「放課後の居場所づくり」のあり方を検討する上での参考とするため、先進事例の視察を行った。

(5) 学校給食における牛乳パック再生（福岡市）

現在、本市では、市内小学校に業務用生ごみ処理機を設置し、学校給食の残渣の堆肥化を図るなど、市長部局と連携した環境学習の取り組みを進めている。また、今年度においては、市内小学校2校において校庭の芝生化を実施し、学校と地域が協働で芝生の維持管理を進めることにより、学校施設における環境負荷の低減と環境教育の推進を図ることとしているところであり、本市における今後の環境学習のあり方を検討する上での参考とするため、先進事例の視察を行った。

4 出張者

(1) 文教委員

宍戸 治重、中村 洋、緒方 一郎、土屋 健一、岩見 大三、
加藤 久平、大城 美幸

(2) 同行職員

教育委員会事務局教育部生涯学習担当部長 岡崎 温子

(3) 随行職員

議会事務局議事係主査 富永 幹雄

特別支援教育における外部専門家との連携等の取り組み

1 取り組みの目的及び経緯

堺市では、同市の教育行政に取り組むための理念や基本的指針を示した「堺市教育活性化プログラム」において、特別支援教育（※1）推進事業を特別支援学校の整備などとともに重点項目（「S a k a i 13重点プロジェクト」）と位置づけ、発達障害児等巡回相談事業や特別支援教育専門家チーム事業、学校園支援ボランティア活用事業等の諸事業を展開し、特別支援教育を先駆的に推進してきたところである。

そのような状況において、今回の視察先である堺市立向丘小学校においては、教頭を中心とした校内支援体制のシステム化を図る「個に応じた指導と外部連携」に精力的に取り組むとともに、同校及び市立日置荘小学校を舞台とした「平成18年度・平成19年度 障害のある子どもへの対応におけるNPO等を活用した実践研究事業（文部科学省委嘱事業）（※2）」による「LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害向けの教材・教具の実証研究」を、文部科学省より当該研究の委嘱を受けた全国LD親の会（※3）や、教職員・医療・保育関係者等を中心とした研究会組織である堺LD研究会、社団法人大阪府作業療法士会などとの連携を図り、実施してきたところである。

※1 特別支援教育

特別支援教育とは、これまでの特殊教育が対象としていた障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等の軽度発達障がいも含めて、児童・生徒に対する個々の教育的ニーズを踏まえ、その能力を十分に伸ばし、生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や指導を通じて支援することであるとされている。

※2 「障害のある子どもへの対応におけるNPO等を活用した実践研究事業」

文部科学省において、障がいのある子どもたちに教育的支援を行うための総合的な視点体制の整備に向け、民間活力の活用という観点から障がいのある子どもの教育に先導的な取り組みを行っているNPO等に対し研究を委嘱することにより、その研究成果をもって今後の一人一人のニーズに応じた適切な支援のあり方等の検討に役立てようとするもの。なお、事業の実施期間は原則として2カ年間である。

※3 全国LD親の会

「1990年2月に全国学習障害児・者親の会連絡会として、9団体を発起人として発足しました。現在は34都道府県の44団体が加入しています。また1996年12月に全国LD（学習障害）親の会と改称しました。（全国LD親の会ホームページより引用）」

2 取り組みの概要

(1) 堺市における特別支援教育の推進

ア 堺市における特別支援教育の現状

(ア) 特別支援学級及び通級指導教室等設置状況（平成19年5月1日現在）

- ・小学校 94校 183支援学級（設置率100%）、11校 11通級指導教室
- ・中学校 43校 66支援学級（設置率100%）

(イ) 堺市在住の特別支援教育対象児童・生徒数

- ・特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室等、特別の教育課程による指導の対象児童・生徒数 2,040人
- ・通常の学級に在籍する障がい等のある児童・生徒想定数 約4,350人
（堺市における義務教育対象児童・生徒数の約6.3%に該当）

イ 堺市特別支援教育推進事業の取り組み

(ア) 発達障害児等巡回指導

小・中学校の通常学級に在籍する発達障がい児等を対象に、専門家6人により年間3回の学校訪問を行い、校内委員会への指導助言等を実施

(イ) 特別支援教育専門家チーム

医師・心理士・指導主事等により構成された「専門家チーム」により学校園・保護者に対し、専門家による判断・意見等の提示・助言を実施

(ウ) 学校園支援ボランティア活用事業

学校教育アシスタントや生徒指導アシスタント、特別支援教育サポーターなど、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童・生徒の指導補助としてボランティアを活用

(エ) 通級指導教室

通常の学級に在籍する児童・生徒の教育課程の一部を特別の指導に充てるもので、現在は言語障がい等のある児童の指導を実施

(2) LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害向けの教材・教具の実証研究について

ア 実証研究の目的及び概要

前述のとおり、「障害のある子どもへの対応におけるNPO等を活用した実践研究事業」として文部科学省の委嘱を受け、全国LD親の会が平成18年度から2カ年の委嘱期間において、日本発達障害ネットワーク（JDDネット）の加盟団体との共同で研究を実施したものであり、保護者、障がい当事者、教員、研究者、療育関係者、作業療法士などの多方面からの専門家の参加を得て、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障がい児向けサポートツール（教材・教具）の新規開発や実証研究、データベースの構築などを実施すること等をねらいとしたものである。

特に今回の研究においては、通級指導教室や通常の学級における指導のあり方に関して、作業療法的な視点からのアプローチにより実証研究を実施したものであり、こうした点はこれまでの特別支援教育の取り組みにおいては見られなかった新たな取り組みとされ、本研究の特徴的な点であると言える。

イ 実証研究の具体的な事例

(ア) 姿勢保持が困難なため、「椅子にもたれかかり、ずり落ちる」事例に関する研究

筋や関節からの感覚入力が弱い、筋緊張が低いなどの要因により、座位保持や姿勢の調整が困難なため、授業中、読む、書く等の作業を行うと体が左右に傾く、ひじをつく、姿勢が崩れ「椅子にもたれかかり、ずり落ち」てしまうなどの困難がある児童に対して、本研究により開発した座位保持クッション及び足置き台を活用することにより、漢字の書き取り、本読み時の体の傾きや背中への曲がりを減少させ、より授業へ参加しやすい状況を設定することができたとのことであった。



(座面保持クッション及び足置き台)

(イ) 「外からの刺激によって容易に注意をそらされる」事例に対する実証研究

周囲の動きに容易に刺激を受けてしまう児童に対し、本研究により机に遮へい板を取りつけることにより、他のことに気が散らず落ち着いて集中できる状況を設定することができたとのことであった。



(机に取り付けられた遮へい板)

3 取り組みの効果・成果

(1) 堺市の特別支援教育の取り組みにおける効果・成果

保護者アンケートの結果における、発達障がいのある児童・生徒の保護者からの「学校での取り組みへの満足度」に対する高い評価

(2) LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害向けの教材・教具の実証研究における取り組みの効果・成果

ア これまで行われてこなかった、通常の学級における指導等に対する作業療法的視点からの実践研究の実施

イ サポートツールの開発、データベースの構築及びインターネットを通じた公開

◎ 主な質疑

- ・ 特別支援教育を必要とする児童・生徒の保護者に対する障がい受容の取り組みについて
- ・ 特別支援教育と従前の「混合教育」的な考え方との変化・違いについて
- ・ 就学前において特別支援教育を必要とする児童を早期発見・支援する体制について
- ・ 府立である高等支援学校等との連携の具体的方策について

◎ 主な提供資料

- ・ 堺の特別支援教育（第35次改訂）
- ・ 平成20年度 堺市立小・中学校における特別支援教育の推進
- ・ 本校の個に応じた指導と外部連携～子ども一人一人を見つめるために～（堺市立向丘小学校）
- ・ 作業療法ガイド（社団法人日本作業療法士協会リーフレット）
- ・ 作業療法士にできること（社団法人大阪府作業療法士会リーフレット）
- ・ LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害向けの教材・教具の実証研究報告書（全国LD親の会）
- ・ 発達障がいのある児童・生徒への学習および学校生活援助ー作業療法士からの提案ー（社団法人大阪府作業療法士会）
- ・ 教師と作業療法士の公開研修会「届けよう作業療法～みんなで取り組もう 学校と地域の支援～」（社団法人大阪府作業療法士会）
- ・ 大阪作業療法ジャーナルVol.19 No.2（社団法人大阪府作業療法士会）

小・中一貫教育の全市的展開

1 制度導入の目的及び経緯

出雲市では、平成17年の周辺2市4町の合併による、いわゆる「新出雲市」の誕生を機に、学校教育現場における不登校対策やいじめ・問題行動など、克服すべき教育課題への対応に向け、取り組みを積極的に推進してきたところである。こうした取り組みの一つとして、特に中学校進学時における心理的不安感を低減することにより「中1ギャップ」の解消を図り、自信を持ってたくましく生き抜く力を育成することなどを目的として、平成18年度より小・中一貫教育の実践研究を開始した。

この「出雲式小中一貫教育」は、小・中学校ともに現在の校舎を使い、小・中学校を中心として、幼稚園、保育所、高等学校及び地域と密接に連携し取り組むというものであり、その実践においては、同市が全国に先駆けて市内全小・中学校に設置した「地域学校運営理事会（※1）」及び中学校区を単位とした同組織の連合組織である「地域学校運営ブロック協議会（※2）」との連携のもとで進められるものである。

これまで、平成18・19年度の2カ年でモデル校指定による実践を進め、今年度より市内全中学校区において「出雲市小中一貫教育推進基本構想」を基本とした「出雲式小中一貫教育」を展開しているところである。

※1 「地域学校運営理事会」

地域に開かれた地域に信頼される学校の実現を目指し導入された、出雲市版の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度であり、平成18年度末までに、すべての市内小・中学校において導入された。なお、出雲市では当該制度を、自治会や保護者の代表、民生児童委員など、地域のあらゆる人材を結集し、「学校の応援団」として学校運営に参画し、地域・学校・家庭の3者が協働して、学校教育活動等に対し積極的に支援・協力する新しい学校運営システムと位置づけている。

※2 「地域学校運営ブロック協議会」

小・中一貫教育における地域の学校支援ボランティア体制等の確立を図るため、平成19年度に「地域学校運営理事会」の連合組織として各中学校区ごとに設置された。なお、今年度より各中学校区の「地域学校運営ブロック協議会」を「学校支援地域本部」と位置づけることにより、文部科学省の新規委託事業である「学校支援地域本部制度」の活用を図っているところである。

2 事業の概要

(1) 出雲市における市立小・中学校の状況（平成20年5月1日現在）

ア 市立小学校数、学級数及び児童数（特別支援学級を含む）

38校（うち分校2校を含む）、404学級、8,431人

イ 市立中学校数、学級数及び生徒数（特別支援学級を含む）

14校（うち分校1校を含む）、158学級、4,488人

(2) 出雲中央教育審議会による答申（平成17年度）

市民代表等により構成される出雲中央教育審議会（当時）に諮問を行い、1年以上にもわたる審議の後、その答申において「地域学校運営理事会（仮称）（コミュニティ・スクール）」制度の導入及び保育園、幼稚園、小・中学校及び高等学校の教育活動の連携のあり方に加え、ゼロ歳児からの一貫した教育・保育のあり方、家庭教育への支援のあり方等についても検討が必要との方向性が示された。

(3) 研究実践モデル校における研究実践（平成18年度～）

ア 出雲市における「中1ギャップ」現象の実態把握

学力調査結果による教科別達成率状況、不登校児童・生徒数及び問題行動学年別発生件数等のデータ、小学6年生を対象としたアンケート調査等により、出雲市においても全国的な傾向と同様にいわゆる「中1ギャップ」現象が存在することが確認された。そのため、教育システム上の課題として「小学校をふまえた中学校教育、中学校教育を見通した小学校教育の必要性」、「発達段階を踏まえた小・中学校教育の実践（特に小5から中1）」、「児童生徒の自尊心を育む小・中学校教育」などの課題が存在することが認識された。

イ 「小中一貫教育推進研究委員会」の設置（平成18年度～）

上記アにより明確となった課題に対し、小・中一貫教育に取り組むことにより、これまで以上に小・中学校が密接に連携した教育システムを構築することとした。そこで、出雲市立教育研究所に「小中一貫教育推進研究委員会」を設置し、小・中学校49名（当初）の教職員により、「小中一貫教育推進基本構想」の検討を初めとした調査研究活動を開始した。

(ア) 「小中一貫教育推進基本構想」の検討・作成（平成18年度～）

出雲市における小・中一貫教育の研究主題を「ふるさとを愛し、社会の一員としての自覚をもち、自らの未来を主体的に切り拓いていくたくましい子どもを、地域・学校・家庭が協働して育てる」こととし、その研究テーマを「諸能力の育成」、「中1ギャップの解消」、「自尊感情を基盤とした豊かな心情の醸成」、「目標実現への実践力と社会貢献力の育成」と設定した。

(イ) 出雲市小中一貫教育研究の確認事項・ポイント等

当該研究については、学力向上・不登校対策などの教育課題を含め、

人格形成・人間形成を目的とし、小・中学校ともに現状の校舎を使い、中学校区を単位として、全教職員が参画して実践研究を行うものであるとした。

また、それぞれの教育活動でねらいとするところを自尊感情の育成であるとし、各中学校区ごとに小・中一貫教育を推進する組織づくりを進めるとともに「めざす子ども像」を設定することとした。

さらに、保護者・地域住民に対して広報活動に努めるとともに、「地域学校運営理事会」や「地域学校運営ブロック協議会」等の連携を視野に入れることとした。

なお、当面の取り組みとしては、小・中連携研究に重点を置くものとし、しかる後にカリキュラム開発を含めた小・中一貫教育研究へと移行することとした。

ウ 研究実践モデル校による研究実践

平成18年度より3中学校区（大社中学校区、湖陵中学校区、第一中学校区）による研究実践を開始し、平成19年度には7中学校区へと拡大した。

(ア) 研究実践例

- ・一貫した指導観・学力観の形成を目指した教員の授業交流や合同職員会議の実施
- ・中学校進学の際の不安感の低減を目指した児童・生徒の交流活動

(4) 小・中一貫教育の全市的展開（平成20年度～）

ア 平成20年度出雲市小中一貫教育推進計画の策定

全市的な展開に当たり、市教育委員会及び校長、教頭、教務主任等のメンバーにより構成される「出雲市小中一貫教育推進本部」を出雲市立教育研究所内に設置し、小・中一貫教育の一層の充実を図るための助言・提言を行うとともに、今後のカリキュラム作成等に対し、各校への助言等が実施できる体制の整備等を図るとともに、各校における実践の推進を図っている。

3 出雲市の小・中一貫教育における取り組みの特徴

(1) 学校間における小・中一貫教育

出雲市が取り組む小・中一貫教育は、校舎は現行のままで、小・中学校が一貫した指導観に基づく教育を目指し、継続的指導を行うことによる学力の向上を図るとともに、中学校進学に伴い学級担任制から教科担任制に変わるなど、学習環境の変化による子どもたちの心理的不安の低減などをねらいとした教育システムの構築であり、その取り組みを「実践研究」と位置づけている点に特徴がある。

(2) 学校・家庭・地域を結ぶコミュニティ・スクールとしての小・中一貫教育

出雲市では、前述のとおり「地域学校運営理事会」及び「地域学校運営ブロック協議会」との連携のもと、コミュニティ・スクールとしての小・中一貫教育を推進することとしており、大きな特徴点

となっている。地域の子どもたちのために、保護者や地域住民が学校とともに地域の子どもの教育に責任を負うとの共通認識のもと、地域・学校・家庭の3者が協働して、教育活動などに対し主体的・積極的に支援・行動することとしている。

(3) 自尊心を高める教育

前述のとおり、「中1ギャップ」現象の実態把握の中で、「児童生徒の自尊心を育む小・中学校教育」を進めることが教育システム上の課題として認識され、各校における実践研究においても、特に中学校教育において自尊心を高めるさまざまな取り組みが推進されている点が特徴点となっている。

4 事業費・経費

全体で年間60万円程度（需用費及び使用料等）となっている。

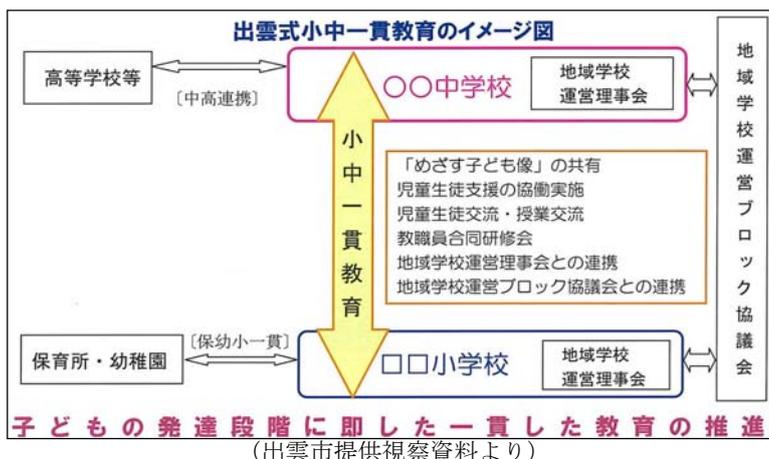
なお、小・中一貫教育の全市的展開に当たり、中学校区内の各学校間の距離が比較的離れているため、バスの導入を要望しているとのことである。

5 取り組みの効果・成果

今年度において全市的展開の取り組みを開始したところであり、全市的展開に伴う効果・成果の検証については、今後の実践にまたれるところである。なお、平成18・19年度におけるモデル校での実践結果においては、「中1ギャップ」の象徴的数値として取り上げられる問題行動発生件数や不登校児童・生徒数は、いずれも減少傾向が見られているとのことである。

6 今後の課題

当該研究において本来目指している小・中一貫教育のカリキュラム開発に向け取り組む必要があるとともに、子どもたちからのアンケート調査を実施する等、小・中一貫教育における具体的効果の検証方法や学力向上に係る課題等について



も今後検討していく必要があるとのことである。

◎ 主な質疑

- ・ 幼稚園、保育園及び高等学校との具体的な連携のあり方について
- ・ 教職員の意識改革に向けた具体的な取り組みやサポート体制の整備について
- ・ 制度導入に伴う地域・学校への具体的な波及効果について
- ・ 「自尊感情」をはぐくむ具体的な取り組みについて
- ・ 小・中一貫教育に係る効果の検証方法について

◎ 主な提供資料

- ・ 出雲市小中一貫教育基本構想
- ・ 出雲市小中一貫教育基本構想2
- ・ 学校が躍動する出雲市の小中一貫教育
- ・ 出雲市小中一貫教育ダイジェスト版
- ・ 私たちは学校の応援団ー地域学校運営理事会についてー

学校教育における食育のまちづくり

1 食育のまちづくりの推進の目的及び経緯

近年における食生活をめぐる環境の変化に伴い、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題として掲げられ、国においては平成17年6月に食育基本法が制定され、平成18年3月には食育推進基本計画が策定されたところである。

このような背景の中、出雲市においては全国に先駆け、「食育」の視点からの総合的なまちづくりの推進に取り組む「出雲市食育のまちづくり条例」を平成17年に制定、翌年にはその具体的な取り組みの指針となる「出雲市食育のまちづくり推進計画」を策定し、市民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活により、活力あふれる人生を送ることができる食育のまちづくりを進めることとし、とりわけ子どもたちに対する食育の重要性が求められる中、学校教育における食育のまちづくり、特に学校給食の果たす役割を重要なものにとらえ、施策の展開が図られているところである。

2 出雲市における食育のまちづくりの概要

(1) 出雲市食育のまちづくり条例

食育基本法に基づき、食育を主眼とした総合的なまちづくりの推進に関する市の基本方針を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、子どもから大人まですべての市民が、健康で活力ある人生を送るための知識を学び実践する21世紀出雲の食育のまちづくりを推進し、もって健康で文化的な市民生活と明るく活力ある地域社会の実現に資することを目的として、平成17年12月に制定された。

(2) 出雲市食育のまちづくり推進計画

食育のまちづくりの推進に関する施策についての基本方針、食育のまちづくりの推進目標に関する事項、市民等が行う自発的な食育推進活動等の促進に関するガイドラインとして、平成18年6月に策定された。

ア 基本理念

「心身の健康増進と豊かな人間性を育む」、「食に関する感謝の念と自然環境保全」、「地産地消による産業・観光振興」、「市民は、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場での食の理解、学習体験を実践」、「食育を通じたまちづくりの人材育成」、「食品の安全性確保、衛生の保持」の6つの理念に基づき、市、市民及び事業者の協働により推進するものとしている。

イ 基本的施策

「健康増進と環境保全」、「産業・観光の振興及び交流の促進」、「食の教育、学習及び体験」、「安全で安心な食生活」の4つの方向性から施策を推進することとしており、特に「食の教育、学習及び体験」においては、学校・幼稚園・保育所などでの給食や農作業体験を通じた学習など、食を学ぶ機会の提供や市民などが行う食育活動の支援を推進することとしている。

ウ 推進目標の設定

「食育」という言葉に対する市民の認知度や「朝食を欠食する市民の割合」、「本市の食料自給率」等、具体的な数値目標を設定し、取り組みの推進を図ることとしている。

(3) 学校教育における食育の推進

出雲市食育のまちづくり推進計画において、学校教育は「食の教育、学習及び体験」の場の一つとして位置づけられ、特に学校給食においては「安全でおいしい給食」を提供することを基本として、栄養バランスがとれた給食の提供に努めるとともに、地域の特産物や四季折々のしゅんの食材、地域ではぐくまれた郷土食や行事食を積極的に取り入れ、「豊かな食文化を伝える給食」を実施することとしている。さらに、子どもたち一人一人が「食」と「健康」の問題を受けとめ、考え、行動していく力を養う、「生きる力を育む給食」づくりに取り組むこととしている。

3 出雲市における取り組みの特徴

(1) 出雲市における学校給食の概要

給食センター方式により、市内6カ所（出雲・平田・佐田・田伎・湖陵・大社）の各学校給食センターにおいて給食調理を実施し、市内の小学校37校、中学校13校及び幼稚園25園に対し1日当たり約16,000食（平成19年度）を配食している。

(2) 学校給食を活用した食育の推進

出雲市では、学校給食における食育推進事業について積極的に取り組むこととし、平成19年度からは食に関する指導計画の策定、教職員や家庭、地域との連絡調整など、その取り組みにおいて中核的な役割を担う「栄養教諭」を配置し（平成19年度に1名、平成20年度に3名配置）、給食を生きた教材として活用しながら、栄養バランス、食事のマナー、食文化の伝統など、総合的な食の教育を進めることとしている。

ア 食に関する指導

児童・生徒の望ましい食習慣の確立、改善に向け、「食の学習ノート」

を活用した「食の学習」を計画的に実施

イ 学校・家庭と連携した取り組み

食への関心や学校給食への理解を深めてもらうことを目的に、親子を対象として、学校給食をアレンジしたメニューの調理教室「いずもスクールランチクッキング」を夏休みや冬休みに開催

ウ 国際交流献立の実施

出雲市において、毎年展開している6月の「アイルランドウィーク」にあわせ、学校給食において「アイリッシュランチ」を実施

エ 「いずも給食 week」の実施

学校給食への理解と地元食材の利用や栄養バランス等、家庭での食生活を考える機会を提供することを目的として、「食育月間」（6月）及び「食育の日」（毎月19日）にあわせ、6月15日からの1週間を「いずも給食 week」と定め、一般市民を対象とした学校給食試食会などを開催

(3) 学校給食における地産地消の推進

出雲地域のしゅんな食材・特産品を使用した「おいしい出雲の一日」献立を、毎月、全市一斉に実施

(4) 食物アレルギー対応給食

使用頻度が高く、5大アレルゲンの筆頭である卵の食物アレルギー対応給食を実施（出雲学校給食センター）

4 取り組みの効果・成果

市全体としての「食育のまちづくり」の取り組みにおいては、平成19年度において、1週間に朝食をほとんど食べない3歳児の割合が3.8%と前年度より1.5ポイント減少するとともに、残渣の減少を示す可燃ごみの量が前年度の年41,328トンから40,661トンに減少するなど、効果が見られたとのことである。

5 今後の課題

平成22年度までの5年間の計画期間で策定された出雲市食育のまちづくり推進計画により「食育のまちづくり」を展開し、現在、約2年半が経過したところであり、今後の事業の一層の展開が望まれるところである。

◎ 主な質疑

- ・ 出雲市食育のまちづくり条例の制定等が食育の推進に果たした効果について
- ・ 学校給食における地場産品の活用状況について
- ・ 児童・生徒における朝食欠食の実態について
- ・ 家庭への啓発方法等、食育推進の具体的方策について

◎ 主な提供資料

- 三鷹市議会視察資料（出雲市健康福祉部健康推進課食育推進室）
- 平成20年度 出雲市の教育
- 出雲市立出雲学校給食センター
- 出雲市立出雲学校給食センター概要
- 平成19年度学校給食食材仕入れ状況調査

放課後の遊び場づくり事業

1 「放課後の遊び場づくり事業」の目的及び経緯

少子化の進行や遊び場の減少などにより、地域で子どもが群れて遊ぶ姿を見ることが減ってきたが、子どもの成長において「遊び」が果たす役割は大きく、身近な地域で、子どもの自主的・主体的な遊びや活動を支援していくことが求められている。

そこで、福岡市では、子どもの遊び場として、子どもの使いなれた学校施設を活用し、平日の放課後に、ランドセルを置いたまま、自由に安全に遊びや活動ができる場をつくり、心身両面にわたる健全育成を図ることを目的として、平成15年度より「放課後の遊び場づくり事業」を実施し、拡大を図りながら展開してきたところである。

なお、これまでの事業の展開により、現状における課題点等も明らかになってきたため、現在、新たに「新・放課後等の遊び場づくりモデル事業」を展開し、モデル校における効果的な事業手法等についての検証・検討を行い、今後の事業の新たな展開を図っているところである。

2 放課後の遊び場づくり事業の概要

(1) 放課後の遊び場づくり事業

平成15年度に校長会を通じて実施校の募集を行い、3校で開始された本事業は、その後、実施校の拡大や新たな運営方式の導入など、見直しを図りながら現在まで展開してきた。

ア 事業実施校（平成19年度）

10小学校（※ 市内市立小学校数 146校（分校1校を除く））

イ 活用する施設

校庭、体育館

ウ 対象児童

当該校の1年生から6年生までの児童（事前登録制、ただし、参加受け付けは随時実施している）

エ 参加方法

当日の朝、帰宅時間が記入され保護者の確認印を押印した「参加カード」を当該児

南当仁小学校 わいわいクラブのお約束

【このお約束は、毎日参加カードケースの枠に入れておきましょう】

児童のみぞさんへ

- 1 遊ぶ前に、かならずカードを出しましょう。
- 2 きげんな遊びはやめましょう。
- 3 帰るときは、かならずあいさつをしましょう。
- 4 帰るときは、できるだけ友だちといっしょにかえりましょう。
- 5 わいわいクラブも、遊び道具のつかい方や、運動場・教室での過ごし方などは、学校のきまりとおなじです。
わいわいクラブでも、学校のきまりをしっかりとまらしましょう。

保護者の皆様へ

- 参加カードは、わいわいクラブに参加する日に持たせてください。
- 子どもさんが、参加するのかもしれないのか、何時に下校するのか、避えに行くのか行かないのかなど、毎日確認し、安全管理に努めてください。
- 参加カードには、まず、参加日の下校時間（4時下校か5時下校）に○印をつけます。次に確認印欄に押印して子どもに持たせてください。その他、連絡したいことがあれば、「連絡事項」欄に記入してください。
- 雨天時も、原則として体育館や図書館で開設します。（雨天時の開設場所は、体育館前の掲示板でお知らせします）
- 光化学オキシダント注意報・警報がでた時は中止にします。
- 子どもの安全を脅かすような事態が生じた場合、中止することがあります。
- 問合せなどは、下記「わいわいクラブ事務局」までお願いします。
- おたよりを封筒でお配りすることがありますが、封筒は再利用しますので、わいわいクラブ事務局までお返しをお返しくしてください。

見守りサポーターの皆様へ

- 当日には、かならず印鑑（シャチハタ不可）をご持参ください。
- 当日は、参加カードの見守りサポーター欄に記載しています。
- 雨天時の開設場所は、体育館前の掲示板でお知らせします。
- ご都合の悪い方は、ご連絡をお願いします。

南当仁小学校 わいわいクラブ事務局

☎ 090-

月曜日から金曜日：11:15～17:30

（昼休み12:00～13:00）

コーディネーター

（福岡市提供視察資料より）

童が提出

オ 開設日時

月曜日から金曜日の2日間程度で、授業終了後から午後5時まで（ただし、冬季は午後4時30分まで）。なお、屋外のため、雨天時は中止

カ 活動内容

(ア) 子どもの集団遊びの支援

子どもたちが校庭や体育館を利用し、自主的に遊びや活動に行えるように支援

キ 費用

無料（任意で、スポーツ安全保険（@500円/年）に加入している。ただし、本事業をPTA事業の一環と位置づけた校区は、福岡市PTA協議会「PTA活動災害補償制度（保険料不要）」を活用している）

ク 推進体制

(ア) 運営体制

各学校ごとに、校区内の関係団体の代表者等からなる運営委員会を設置し運営を実施している。

(イ) 実施体制

学校との連絡調整や管理運営等を行う運営スタッフの配置方法の違いにより、市嘱託職員（青少年育成コーディネーター）が常駐し運営に当たる直営方式と、地域に委託し、地域の現場責任者・副現場責任者が開設日に運営に当たる地域委託方式とに大別されるが、おおむね運営スタッフ（青少年育成コーディネーター1名（地域委託方式の場合には現場責任者・副現場責任者1名ずつ））と見守りサポーター（保護者などのボランティア）3名、そしてプレイリーダー（月1回程度派遣）の体制で運営に当たっている。

(2) 新・放課後等の遊び場づくりモデル事業

現行事業の課題を踏まえ、活動内容やプログラム、運営の仕組み等の検証すべきテーマについてさまざまな試行を行い、それを検証しながら、放課後等の居場所のあり方について検討を行うものであり、平成20年度から平成22年度までの3年間において、各モデル校での実施内容・手法等を検証、検討し、得られた効果的な事業手法等を生かして、今後の他地区への展開を検討するというものである。

ア 実施モデル校

上記「放課後の遊び場づくり事業」実施校である10小学校のうち7小学校をモデル校に選定

イ 活用する施設

これまでの校庭、体育館以外にも、学校運営に支障のない範囲で特別教室、図書館、その他学校施設を活用する方向へ拡大

ウ 対象児童

「放課後の遊び場づくり事業」と同様

エ 参加方法

「放課後の遊び場づくり事業」と同様

オ 開設日時

これまでの週2日程度から、週3日間～5日間及び夏休み等の長期休業期間中に拡大（ただし、各学校の状況等に応じて決定）。なお、雨天時も屋内施設等を活用し開催

カ 活動内容

これまでの子どもの集団遊びの支援以外にも、伝承遊びや囲碁・将棋、絵画・書道といった各種教室や、実験・工作、スポーツ等のイベントの実施へと拡大を検討

キ 費用

「放課後の遊び場づくり事業」と同様

ク 運営体制

(ア) 運営体制

各学校ごとに、校区内の関係団体の代表者等からなる運営委員会を設置し、事業主体である福岡市と委託契約を締結して運営を実施

(イ) 実施体制

これまでの運営スタッフ（現場責任者）、見守りサポーター及びプレイリーダーのほかに、運営委員会から任命され、現場責任者を補助し参加児童の指導、安全管理及び運営に関する業務を行う補助員（1名）を新たに配置

3 事業費・経費（1実施校当たりの予算額）

| | |
|------------------------|------------|
| (1) 放課後の遊び場づくり事業 | 4,586,000円 |
| (2) 新・放課後等の遊び場づくりモデル事業 | 6,393,000円 |

4 放課後の遊び場づくり事業の効果・成果

放課後の遊び場づくり事業においては、「外遊びや泥遊びができて楽しい」、「いろいろな遊びを思いついて楽しい」、「違うクラスや違う学年の子どもたちと遊ぶことができよかった」等、参加する児童、見守りサポーター、学校関係者及び運営スタッフからも好意的な反響が見られるとともに、クラスや学年が異なる児童が、集団で自由な外遊びができる機会であり、健全な成長に高い効用が

期待できる点、見守りに参加する保護者にとって、他の保護者との交流やよその子どもの姿を見ることにより、子育ての不安解消につながっている点、参加がしやすく、安全性が高い点、地域で子どもをはぐくむという意識が醸成される点が効果・成果として挙げられている。

5 今後の課題

これまでの「放課後の遊び場づくり事業」においては、高学年児童の参加促進や遊び指導の充実などの実施内容の充実、体育館や特別教室の使用拡大などの活動場所の拡大、ボランティアの参加増や専門職員の配置などの推進体制の強化、事業の周知・啓発や保険適用などのPR活動の強化等が課題として挙げられてきたところである。なお、こうした課題の解消に向け、現在、「新・放課後等の遊び場づくりモデル事業」により検証・検討を進めているところである。

◎ 主な質疑

- ・本事業と留守家庭子ども会（学童保育所）事業との関係性及び連携について
- ・児童の参加状況とその対応について
- ・現場責任者等の選任方法等、実施体制における現状と課題について
- ・学校行事、総合型地域スポーツクラブ等との連携について
- ・地域的特性への配慮やイベント事業の展開について

◎ 主な提供資料

- ・放課後の遊び場づくり事業について
- ・新・放課後等の遊び場づくりモデル事業について
- ・南当仁小学校わいわいくらぶのお約束・参加カード
- ・福岡市の概要

福岡市

学校給食における牛乳パック再生

1 「学校給食牛乳パックリサイクル」の目的及び経緯

福岡市では、資源循環型社会の形成が求められている中、市環境局を中心として、市を挙げたごみ減量・リサイクルの取り組みを積極的に推進しており、児童・生徒に対しても、資源の大切さやごみ減量・リサイクルへの知識・理解をより深めていく必要があることから、環境教育の一環として平成19年度より学校給食における牛乳パックのリサイクルの取り組みを実施することとし、当該年度1学期を試行期間とし、2学期からの本格実施を目標として、市内のほぼすべての市立小・中学校での取り組みを開始した。

なお、試行に伴い、実施対象校にアンケート調査等を実施した結果、さまざまな課題点も明らかになったため、試行期間を3学期まで延長し、学校の状況に応じてリサイクルの中止も可能とした上で、課題点について検討を行い、平成20年度から本格実施として事業の展開を図っているところである。

2 「学校給食牛乳パックリサイクル」事業の概要

(1) 福岡市における市立小・中学校の状況（平成20年5月1日現在）

ア 市立小学校数、学級数及び児童数（特別支援学級を含む）

146校（分校1校を除く）、2,547学級、7万5,818人

イ 市立中学校数、学級数及び生徒数（特別支援学級を含む）

69校、1,026学級、3万4,588人

(2) 実施校

ア 平成19年度試行実施時

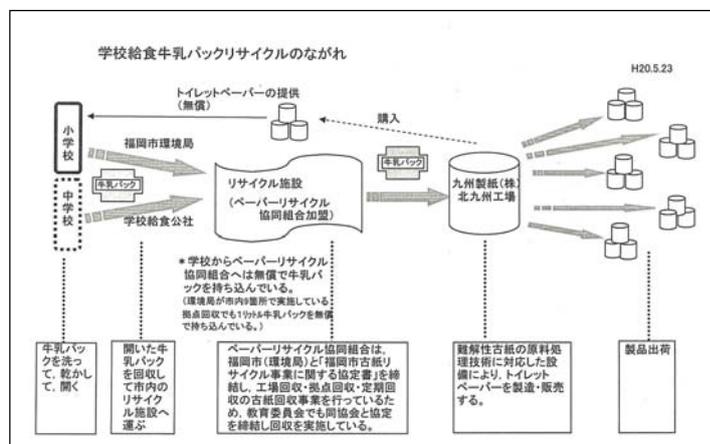
小学校139校、中学校51校

イ 平成20年度本格実施時（予定校を含む）

小学校128校、中学校8校

(3) 実施方法及びリサイクルの流れ

市内小・中学校において洗われ、乾かされ、開かれた牛乳パックは、市環境局または学校給食公社の手でリサイクル施設へと回収される。次に、回収された当該牛乳パックはリサイクル施設内に集積された後、九州製紙株式会社北九州工場へと搬送され、同工場においてトイレットペ



(福岡市提供視察資料より)

ーパーへとリサイクルされる。この新たに製造されたトイレットペーパーは製品として出荷されるとともに、リサイクルの成果品として一部が実施校に提供される流れとなっている。

(4) 試行時に明らかとなった主な課題点

ア 衛生面における課題や、においの発生

イ 乾燥作業等に伴う給食時間・昼休み時間の圧迫

ウ リサイクルの目的・成果等を児童にわかりやすく示すことの必要性（小学校）

エ 牛乳アレルギーを持つ児童に対する配慮（小学校）

3 事業費・経費

平成20年度において、環境問題に対する取り組み経費として、牛乳パックリサイクル参加校に対し、それぞれ1校当たり1万円と1クラスにつき300円（小学校）、200円（中学校）を合わせた金額を配分している。

4 取り組みの効果・成果

ごみ減量・環境保護に関する意識の向上が図られ、小学校における残渣等の処理の委託料に削減の効果（御飯以外の焼却処分において、平成18年度実績の約6,100キロリットル、約2,705万円から平成19年度実績の約3,530キロリットル、約1,636万円へと削減）が見られたとのことである。

5 今後の課題

リサイクルやごみ減量など環境問題への取り組みの重要性は、市教育委員会と各学校とにおいて共通した認識ではあるが、牛乳パックリサイクルを推進するためには、前述のとおり、衛生面やにおいの問題、昼休み時間が圧迫されることなど多くの課題に対応する必要性があるとともに、リサイクルの目的・成果等を児童・生徒にわかりやすく示すことが必要であることなどの課題があるとしている。

また、今後の事業の推進において、市教育委員会と各学校がより一層連携して環境教育を推進すること、財政的な側面も含めた市教育委員会の一層の支援を実施すること等が課題であるとのことである。

◎ 主な質疑

- ・本事業と他の環境教育との連携及びその推進等について
- ・学校給食における残渣リサイクル等の取り組みについて
- ・パンフレットの活用方法と本事業に関する広報・周知の取り組みについて

◎ 主な提供資料

- 学校給食牛乳パックリサイクルの取り組みについて（福岡市教育委員会健康教育課）
- リサイクルの勉強をしよう（社団法人 福岡県牛乳協会発行）

〔最後に〕

以上、調査事項について資料等による説明、施設の視察、各委員の質疑等によって判明したことを含め、視察の概要を記した。

なお、視察項目の設定に当たっては、本市における現在の行政課題等を念頭に行ったものである。

また、視察時間を有効に活用するため、事前に視察項目に関する資料を取り寄せ、本市事業との比較、検討を行った上で視察に臨んだ。

本委員会は、これらの成果を今後の委員会活動はもとより、市行政に反映させていくことを確認し、管外視察の結果報告とする。